※4実際の控除額について

- ・所得税額控除の投資型減税の最大控除額は20万円ですが、実際は控除を受ける年分の所得税の納税額を限度として控除されます。所得税は、課税される所得金額に応じて税率が決まっていますが、扶養親族に応じた控除等もあるため、納税額は人によって異なります。納税額は源泉徴収票等で確認することができます。
- ・家屋の持分が共有の場合、持分に応じた額になります。

投資型減税の控除額を算出する際は、国土交通大臣が定める高齢者等居住改修工事の標準的な工事費用相当額を確認します。

バリアフリー改修工事をした家屋に居住する日付により「単位あたり金額」が異なります。

標準的な工事費用相当額*1【平成 21 年国土交通省告示 第 384 号】				
バリアフリー改修工事の内容 (一体工事を含む)		単位あたり 金額(税込)※2	単位あたり 金額(税込)**3	単位
①介助用の車いすで容易に移動するため に通路又は出入口の幅を拡張する工事		172,700 円	166,100円	施工面積(㎡)
		189,900円		箇所数
		614,600 円	585,000円	箇所数
③浴室を改良する工事	入浴又はその介助を容易に行うために浴室の 床面積を増加させる工事	472,300 円	471,700円	施工面積(m³)
	浴槽をまたぎの高さの低いものに取り替える工事	495,400 円	529,100円	箇所数
	固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴 槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	26,800 円	27,700 円	箇所数
	高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具 を設置し又は同器具に取り替える工事	56,500 円	56,900 円	箇所数
④便所を改良する工事	排泄又はその介助を容易に行うために便所の 床面積を増加させる工事	271,700 円	-	施工面積(㎡)
	便器を座便式のものに取り替える工事	348,400 円	359,700円	箇所数
	座便式の便器の座高を高くする工事	306,700 円	298,900 円	箇所数
⑤便所、浴室、脱衣室その他の居室及 び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手 すりを取り付ける工事	長さが 150cm以上の手すりを取り付けるもの	19,200 円	19,600円	手すりの長さ(m)
	長さが 150cm未満の手すりを取り付けるもの	33,400 円	32,800 円	箇所数
⑥便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む)		42,400 円	43,900 円	箇所数
	浴室の出入口の段差を解消するもの及び段差を小さくするもの(以下「浴室段差解消等工事」 という)	92,700 円	96,000円	施工面積(㎡)
	玄関等段差解消等工事及び浴室段差解消等工 事以外のもの	35,900 円	35,100円	施工面積(㎡)
⑦出入口の戸を改良する工事	開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	149,400 円	149,700円	箇所数
	開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替 える工事	14,000 円	13,800 円	箇所数
	戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を 設置する工事(戸に開閉のための動力装置を設 置するもの(以下「動力設置工事」という))	447,800 円	447,500 円	箇所数
	戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具 を設置する工事(戸を吊戸方式に変更するも の(以下「吊戸工事」という))	136,100 円	134,600 円	箇所数
	戸に戸車を設置する工事その他の動力設置工 事及び吊戸工事以外のもの	26,700 円	26,400 円	箇所数
⑧便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事		20,500 円	19,800 円	施工面積(㎡)

- ※1「標準的な工事費用相当額」とは、上の表のバリアフリー改修工事項目に応じ、「単位あたり金額」に「単位」を乗じた額です。
- ※2 バリアフリー改修工事をした家屋に、令和元年12月31日までに居住する場合。
- ※3 バリアフリー改修工事をした家屋に、令和2年1月1日以後に居住する場合。